

「約款・規定集 (個人のお客様用)」の新旧対照表

2022年1月

2022年3月1日を効力発生日として「つみたてプラン約款」を改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

改定後 (新)	改定前 (旧)
つみたてプラン約款	
<p>(払込方法の指定) 第3条 申込者は、つみたてプランに係る金銭の払込方法として、次のいずれかの払込方法、または次項の払込方法を指定するものとします。 (1)当社が指定する<u>金融機関</u>に開設された申込者名義の<u>預貯金口座</u>からの自動引落 (削 除)</p> <p>(2) (省 略) 2 申込者は、つみたてプランに係る金銭の払込方法として、当社が指定する収納代行会社を通じた申込者名義の<u>預貯金口座</u>からの自動引落を指定することができるものとします (以下「<u>収納代行方式</u>」といいます。)。なお、前項の払込方法に加えて、<u>収納代行方式</u>を指定することもできるものとします。 3 申込者が払込方法を第1項(1)の<u>預貯金口座</u>からの自動引落とすることは、当社所定の手続により引落を行う口座を指定するものとします。 4 申込者は、つみたてプランに係る<u>預貯金口座</u>からの自動引落または日興MRFの自動換金を行う日 (以下「<u>引落日</u>」といいます。)を、毎月12日 (休業日の場合は翌営業日)または毎月26日 (休業日の場合は翌営業日)のうちから指定するものとします。 ただし、払込方法が第2項の<u>収納代行方式</u>の場合は、引落日は毎月26日 (休業日の場合は翌営業日)のみとします。</p>	<p>(払込方法の指定) 第3条 申込者は、つみたてプランに係る金銭の払込方法として、次のいずれかの払込方法、または次項の払込方法を指定するものとします。 (1)当社が指定する<u>銀行</u>に開設された申込者名義の<u>預金口座</u>からの自動引落 (2)ゆうちょ銀行口座からの自動引落で、次のaまたはbの定めにより行われるもの a.<u>申込者名義の総合口座から、FTnetサービスを利用して行う自動引落</u> (注)FTnetサービス:株式会社東証コンピュータシステムが提供する資金データ交換サービス b.<u>申込者が既につみたてプランとは別に申込者名義のゆうちょ銀行口座からの自動引落により累積投資の買付を行っていたときは、そのゆうちょ銀行口座および自動引落方法による自動引落</u> (3) (省 略) 2 申込者は、つみたてプランに係る金銭の払込方法として、当社が指定する収納代行会社を通じた申込者名義の<u>預金口座</u>からの自動引落を指定することができるものとします (以下「<u>収納代行方式</u>」といいます。)。なお、前項の払込方法に加えて、<u>収納代行方式</u>を指定することもできるものとします。 3 申込者が払込方法を第1項(1)または(2)の<u>預貯金口座</u>からの自動引落とすることは、当社所定の手続により引落を行う口座を指定するものとします。 4 申込者は、つみたてプランに係る<u>預貯金口座</u>からの自動引落または日興MRFの自動換金を行う日 (以下「<u>引落日</u>」といいます。)を、毎月12日 (休業日の場合は翌営業日)または毎月26日 (休業日の場合は翌営業日)のうちから指定するものとします。 ただし、払込方法が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号の定めによるものとします。 (1)第1項(2)bの<u>ゆうちょ銀行口座からの自動引落を行う場合は、引落日は毎月12日 (休業日の場合は翌営業日)のみとします。</u> (2)第2項の<u>収納代行方式</u>の場合は、引落日は毎月26日 (休業日の場合は翌営業日)のみとします。</p>
2022年3月1日改定	2020年4月1日改定